

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続きにあたり必要となるもの
旧一般電気事業者以外の者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合			
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
北海道	<p>【平成27年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>① 系統連系契約確認書</p> <p>② 工事費負担金契約書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①、②書類右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月1日以降、平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>① 系統連系契約確認書</p> <p>② 工事費負担金契約書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①、②書類右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>① 系統連系契約確認書</p> <p>② 工事費負担金契約書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①、②書類右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし	<p>【平成27年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>系統連系契約確認書</p> <p>※1 上記をもって接続同意</p> <p>※2 上記の書類右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月1日以降、平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>系統連系契約確認書</p> <p>※1 上記をもって接続同意</p> <p>※2 上記の書類右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>系統連系契約確認書</p> <p>※1 上記をもって接続同意</p> <p>※2 上記の書類右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	請求書
東北	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>① 接続供給承諾書&発電設備の系統連系に係る接続検討結果について</p> <p>② 工事費負担金契約書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①書類右肩の発行日と、②の契約締結日のうちいずれか遅いほうが接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降、平成29年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>① 発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) &託送供給等承諾書</p> <p>② 工事費負担金契約書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①書類右肩の発行日と、②の契約締結日のうちいずれか遅いほうが接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>① 系統連系に係る契約のご案内</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の書類中央に記載された接続契約締結日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>① 接続供給承諾書&発電設備の系統連系に係る接続検討結果について</p> <p>② 請求書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ②書類右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降、平成29年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>① 発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) &託送供給等承諾書</p> <p>② 請求書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ②書類右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>該当なし</p>	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>① 接続供給承諾書&発電設備の系統連系に係る接続検討結果について</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降、平成29年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>① 発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) &託送供給等承諾書</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>① 系統連系に係る契約のご案内</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の書類中央に記載された接続契約締結日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続きにあたり必要となるもの
旧一般電気事業者以外の者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合			
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
東京	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分のうち、平成28年3月31日までの申込受付分】</p> <p>① 接続供給契約のお知らせ</p> <p>② 工事費負担金契約書(求められた場合のみ)</p> <p>※1 ①のみの場合は、①をもって接続同意</p> <p>②を求められた場合は、①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①のみの場合は、①の右肩の発行日が接続同意日</p> <p>②を求められた場合は、①と②左下の締結日のうち、いずれか遅い方が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年3月31日以前の接続同意分のうち、平成28年4月1日以降の申込受付分】</p> <p>① 供給承諾通知</p> <p>② 工事費負担金契約書(求められた場合のみ)</p> <p>※1 ①のみの場合は、①をもって接続同意</p> <p>②を求められた場合は、①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①のみの場合は、①の申込受付日が接続同意日</p> <p>②を求められた場合は、①と②左下の締結日のうち、いずれか遅い方が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】</p> <p>① 供給承諾通知</p> <p>② 工事費負担金契約書(求められた場合のみ)</p> <p>③ 請求書</p> <p>※1 ②を求められなかった場合は、①+③をもって接続同意</p> <p>②を求められた場合は、①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ②を求められなかった場合は、①の申込受付日と③の右肩の発行日のうちいずれか遅い方が接続同意日</p> <p>②を求められた場合は、①と②左下の締結日のうち、いずれか遅い方が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分のうち、平成28年3月31日までの申込受付分】</p> <p>① 接続供給契約のお知らせ</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年3月31日以前の接続同意分のうち、平成28年4月1日以降の申込受付分】</p> <p>① 供給承諾通知</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の申込受付日が接続同意日</p> <p>※2 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】</p> <p>① 供給承諾通知</p> <p>② 請求書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①の申込受付日と②の右肩の発行日のうちいずれか遅い方が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成28年3月31日までの申込受付分】</p> <p>① 接続供給契約のお知らせ</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の申込受付分】</p> <p>① 供給承諾通知</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の申込受付日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	請求書
中部	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】</p> <p>該当なし</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】</p> <p>① 系統連系に係る契約のご案内</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の上から7項目の接続契約締結日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】</p> <p>(平成29年3月31日以前に接続同意し、平成29年4月1日時点で未連系の事業者に対し、平成29年4月以降Web上で発行対応。)</p> <p>① 接続同意日の証明について</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の最下段の接続契約締結日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】</p> <p>該当なし</p>	<p>【平成29年3月31日以前の接続同意分】</p> <p>(平成29年3月31日以前に接続同意し、平成29年4月1日時点で未連系の事業者に対し、平成29年4月以降Web上で発行対応。)</p> <p>① 接続同意日の証明について</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の最下段の接続契約締結日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の接続同意分】</p> <p>② 系統連系に係る契約のご案内</p> <p>※1 ②をもって接続同意</p> <p>※2 ②の上から7項目の接続契約締結日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>① 検討結果回答書【負担金請求用】(低圧用)</p> <p>② 太陽光発電設備の系統連系に際してのお願い</p> <p>③ 請求書</p> <p>④ 払込取扱票(振込通知票)</p>
北陸	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>該当なし</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>① 発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)</p> <p>② 工事費負担金契約書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①右肩の発行日と②の契約締結日のうちいずれか遅いほうが接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>該当なし</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>① 発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)</p> <p>② 請求書</p> <p>※1 ①+②をもって接続同意</p> <p>※2 ①右肩の発行日と②右肩の発行日のうちいずれか遅いほうが接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>該当なし</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>① 発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①書類右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続きにあたり必要となるもの
 旧一般電気事業者以外の者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合			
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
関西	該当なし	【平成28年3月31日までの連系承諾分】 ① <u>発電設備の当社電力系統への連系申込みに対する回答について</u> 【平成28年4月1日以降の連系承諾分】 ① <u>発電量調整供給契約申込みおよび発電設備の当社電力系統への連系に対する回答について</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	【平成28年3月31日までの連系承諾分】 ① <u>発電設備の当社電力系統への連系申込みに対する回答について</u> 【平成28年4月1日以降の連系承諾分】 ① <u>発電量調整供給契約申込みおよび発電設備の当社電力系統への連系に対する回答について</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	該当なし
中国	【平成27年1月26日省令改正までの接続申込受領分】 ① <u>接続供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答)</u> または <u>振替供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【平成27年4月頃までの接続申込受領分】 ① <u>接続供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答)</u> または <u>振替供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【平成27年4月頃以降、平成28年3月31日までの接続申込受領分】 ① <u>発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【平成28年4月1日以降の接続申込受領分】 ① <u>発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	該当なし	【平成27年1月26日省令改正までの接続申込受領分】 ① <u>接続供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答)</u> または <u>振替供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【平成27年4月頃までの接続申込受領分】 ① <u>接続供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答)</u> または <u>振替供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【平成27年4月頃以降、平成28年3月31日までの接続申込受領分】 ① <u>発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【平成28年4月1日以降の接続申込受領分】 ① <u>発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	該当なし
四国	【平成28年3月31日までの連系承諾分】 ① <u>系統連系に係る契約締結のご案内</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日 【平成28年4月1日以降の連系承諾分】 ① <u>発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「別添書類—系統連系に係る契約締結のご案内—3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	【平成28年3月31日までの連系承諾分】 ① <u>低圧発電設備との系統連系に関する確認について</u> ② <u>請求書</u> ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ②の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日≠接続同意日 接続契約日は、①の発行日が接続契約日	【平成28年3月31日までの連系承諾分】 該当書類なし 【平成28年4月1日以降の連系承諾分】 ① <u>発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「別添書類—系統連系に係る契約締結のご案内—3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	・系統連系工事に係る工事費負担金の請求について 該当書類なし

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続きにあたり必要となるもの
旧一般電気事業者以外の者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合			
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
九州	<p>【平成27年1月25日までの接続申込受領分】</p> <p>①工事費負担金契約書</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の締結日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成27年1月26日以降、平成28年3月31日までの接続申込受領分】</p> <p>①工事費負担金契約書</p> <p>②接続契約のご案内(求められた場合のみ)</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の締結日が接続同意日</p> <p>②の「2 接続に係る契約の成立について」の日付が接続同意日(①と同一日)</p> <p>※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の接続申込受領分】</p> <p>①系統連系に係る契約のご案内兼購入用計量器取付け工事費請求書(10kW未満)</p> <p>②系統連系に係る契約のご案内(10kW以上)</p> <p>※1 10kW未満の連系は①をもって接続同意</p> <p>10kW以上の連系は②をもって接続同意</p> <p>※2 ①又は②の「3 系統連系に係る契約の成立について」の日付が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日＝接続同意日</p>	該当なし	<p>【平成27年1月25日までの接続申込受領分】</p> <p>①工事費負担金契約書</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の締結日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成27年1月26日以降、平成28年3月31日までの接続申込受領分】</p> <p>①工事費負担金契約書</p> <p>②接続契約のご案内(求められた場合のみ)</p> <p>※1 ①をもって接続同意</p> <p>※2 ①の締結日が接続同意日</p> <p>②の「2 接続に係る契約の成立について」の日付が接続同意日(①と同一日)</p> <p>※3 接続契約日＝接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の接続申込受領分】</p> <p>①系統連系に係る契約のご案内兼購入用計量器取付け工事費請求書(10kW未満)</p> <p>②系統連系に係る契約のご案内(10kW以上)</p> <p>※1 10kW未満の連系は①をもって接続同意</p> <p>10kW以上の連系は②をもって接続同意</p> <p>※2 ①又は②の「3 系統連系に係る契約の成立について」の日付が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日＝接続同意日</p>	該当なし
沖縄	<p>①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾)</p> <p>②発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)</p> <p>※1 ①または②をもって接続同意</p> <p>※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日＝接続同意日</p>	<p>①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾)</p> <p>②発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)</p> <p>※1 ①または②をもって接続同意</p> <p>※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日</p> <p>※3 接続契約日＝接続同意日</p>	該当なし	

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。

※東北電力株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合、工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合および工事費負担金がない(0円)場合の【H29年4月1日以降の連系承諾分】に「①系統連系に係る契約のご案内」の書類を追記しました。(平成31年1月29日)